

地域活動支援センター（身体障害）・保谷障害者福祉センター運営等業務委託事業者募集要項

令8年5月

西 東 京 市

## 1 募集の趣旨

今回の募集は、西東京市保谷障害者福祉センター内における地域活動支援センター（身体障害）及び保谷障害者福祉センターの運營業務、高次脳機能障害者支援促進事業に関する委託事業について、運營業業者を公募型プロポーザル方式によって選考を行うものです。

## 2 物件の概要等

運営等業務委託契約期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までです。

所在	用途	使用部分	面積（㎡）
保谷町一丁目6番20号 西東京市保谷障害者福祉センター	地域活動支援センター（身体障害）及び保谷障害者福祉センターの運營業務、高次脳機能障害者支援促進事業の委託	1階	土地 2703.16㎡ 建物延床面積 599.44㎡

## 3 応募の資格

障害者福祉を積極的に増進する能力があり、かつ障害福祉に熱意と意欲を有する東京都内および近県において障害者福祉事業を実施する法人。

## 4 応募の条件

- (1) 令和9年4月1日から現在「西東京市保谷障害者福祉センター」で実施しているサービス等を引き続き実施できること（別添の仕様書（案）による業務）。
- (2) 現在の利用者と引き続き契約を締結すること。
- (3) 障害者総合支援法関連法令を遵守し、安定した質の高いサービスの提供ができること。
- (4) 本件業務と同種または類似の業務実績があること。

## 5 応募の手順

### (1) 募集要項等

募集要項及び関係書類については、市ホームページよりダウンロードしてください。

西東京市ホームページ：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

(「西東京市役所ホームページ⇒「事業者向け情報」内にあります)

(2) スケジュール

①	募集要項配布	令和8年5月22日(金)
②	質問書受付	令和8年5月22日(金)～6月5日(金) 最終日は午後5時まで
③	質問書回答	令和8年6月12日(金)
④	応募書類の受付期間	令和8年6月15日(月)～7月15日(水) 各日午前9時～午後5時まで(土、日、祝日を除く。)
⑤	第1次審査(書類審査)	令和8年7月24日(金)(予定)
⑥	第1次審査結果の通知	令和8年7月31日(金)(予定)
⑦	第2次審査 (プレゼンテーション審査)	令和8年8月20日(木)(予定)
⑧	第2次審査結果の通知	令和8年8月28日(金)(予定)
⑨	事業引継ぎ期間	令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日 (水)まで

(3) 募集要項に関する質問の受付

別紙1に必要事項を記入の上、電子メールで提出をお願いします。電子メールの表題・タイトルは「地域活動支援センター(身体障害)・保谷障害者福祉センター運営等業務委託事業者募集 質問」としてください。(電話、FAXによる質問にはお答えできませんのでご注意ください。)

なお、質問に対する回答は、公平性を保つために全ての質問(原則として原文)と回答をホームページにて公表します。回答内容によっては、本募集要項の追加又は修正として扱います。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。市は補填しませんのでご了承ください。

① 応募書類の提出

ア 受付日時 スケジュール記載のとおり

イ 受付場所 西東京市南町五丁目6番13号(田無庁舎)

西東京市役所健康福祉部障害福祉課障害者支援係

☎ 042-420-2804(直通)

ウ 受付方法 直接持参または郵送(電子メール等不可)

提出書類に不備がある場合には受付できません。

郵送の場合、收受後に受領確認のメールを送付します。

エ 提出書類

- ・提出書類一覧の書類（9部）のうち、正本1部は事業所名を記載し、**副本8部（複写可）は無記入で提出**してください。

オ 留意事項

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・受付期間終了後の追加、差し替え、訂正等は認められません。ただし、本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・応募申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ・提出された応募書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ・応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします
- ・提出書類等は、提案者に無断で審査以外の目的で使用しないものとしますが、審査に必要な作業の範囲内で複製、印刷を行うものとします。

提出書類一覧

様式 No.	件 名	様式	正本	副本
<b>I 【申請書類】</b>				
1	応募申請書	1	○	
2	実績報告書	2	○	
3	役員・評議員の構成 (令和8年4月1日現在)	3	○	
<b>II 【附属書類】</b>				
A	法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書・応募申請前3ヶ月以内に発行されたもの)	任意	○	
B	決算書 (令和7年度) ※1	任意	○	
C	重大な事故又は不祥事に関する報告書 ※2	任意	○	○
D	法人の履歴・事業経歴 [様式任意 ※法人パンフレット可]	任意	○	○
<b>III 【運営企画書】</b>				
ア	運営企画書 [作成概要は第7参照]	任意	○	○
<b>IV 【参考見積書】</b>				
イ	参考見積書	任意	○	○

※1 令和7年度の決算が完了していない場合、令和6年度でも可。

※2 「重大な事故又は不祥事」は、応募事業者において生じた以下の事項と定義する。

- (1) 自らの責めにより、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に被害を与え、社会的及び経済的に大きな損失を与えた事項
- (2) 自らの責めにより、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆に被害を与えた事項
- (3) 自らの責めにより、従業員その他の関係者に死傷者を出した事項
- (4) (1)～(3)のほか、過失の有無を問わず、地方公共団体等に報告した事故又は不祥事があった場合

6 参加申込みの手続

このプロポーザル競技に参加を希望する事業者は、以下のことに留意して、参加

の申込みを行ってください。

(1) 参加資格

前記3の応募資格者のうち、以下の①から④の欠格事由に該当する事業者は参加の申込みができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当する事業者
- ② 西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する事業者
- ③ 応募書類提出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている事業者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は更生手続をしている事業者

7 運営企画書の作成概要

- (1) A4版で提出してください。可能な限り両面印刷で、ページ数は30ページ以内としてください。
- (2) 二次審査においてパワーポイント等を用いて企画提案を行う場合、その際の説明資料としても活用できる内容で運営企画書を作成してください。なお、二次審査時に追加資料の提出及び提示はできません。
- (3) 仕様書（案）の内容を踏まえ、以下の「運営企画書必須記載項目」を記載した運営企画書を作成してください。必須記載項目以外の内容の記載は、自由とします。

運営企画書必須記入項目	
項目名	詳細
1 参入動機	今回、地域活動支援センター（身体障害）・保谷障害者福祉センター運営等業務委託事業者選定プロポーザル競技に申し込んだ動機（事業に参入しようとした理由等）について記入してください。
2 事業者概要	① 法人名、②所在地、③主たる運営事業、④資本金、⑤従業員数、⑥主要取引金融機関、⑦財政状況（決算書と同年度）
3 事業運営	① 貴法人が提案する事業内容、規模（利用者の人数）、具体的

		<p>取り組みについて</p> <p>② 貴法人が提案する事業運営に関する基本的な考え方、地域活動支援センター（身体障害）及び保谷障害者福祉センターの運營業務、高次脳機能障害者支援促進事業、その他障害福祉サービスに関する提案、将来展望等について</p> <p>③ 貴法人が提案する事業運営にあたり、職員体制、危機管理体制、虐待防止体制等について</p>
4	自由提案	市にとって有益となる提案事項など

## 8 選定・評価方法

運営事業者の選定については、「地域活動支援センター（身体障害）・保谷障害者福祉センター運営等業務委託事業者選定委員会」の審査を経て、市が運営事業者候補を決定します。

第一次審査は、各応募事業者から提出された応募書類等（書類審査・資格審査）の状況及び応募の資格要件を審査します。

第一次審査において応募事業者が4事業者以上となった場合には、事前審査を行い、上位3事業者までを選出し、第一次審査の点数は第二次審査に持ち越します。

また、応募事業者が3事業者以下の場合には、第一次審査を省略し、全応募事業者を第二次審査対象事業者とします。この場合は、第二次審査において第一次審査で行う採点を合わせて行います。

総合計点が満点の5割に満たない場合は運営事業者の候補を選定しないもの（適格者なしとする。）とします。

第二次審査は、プレゼンテーション審査を実施します。実施時間及び場所の詳細は1次審査結果により、通知します。

提出された運営企画書に基づき、20分以内で説明を行ってください。その後、質疑の時間を別に15分程度設けます。

なお、プロジェクター等の機器類について使用を認めます。プロジェクター及びスクリーンの用意は市で行いますが、事業者が用意しても構いません。PCの用意及びプロジェクターの接続は事業者が行ってください。

審査は第一次審査と第二次審査の2段階で行い、総合加点方式で運営事業者候補を選定し

ます。

採点表により採点を行い、集計の結果、評価点の最も高い応募事業者を運営事業者候補（第1位）とします。なお、最も評価点の高い応募事業者が複数あった場合は、選考委員会の合議により運営事業者候補（第1位）を決定します。

なお、選定結果によっては、適格者なしとする場合もあります。

#### (1) 選定結果の通知・公表

ア 第一次審査の結果については、応募事業者には、市より通知します。

イ 第二次審査の結果については、対象事業者に通知するとともに、市ホームページで公表します。

#### (2) その後の手続

市は、必要に応じて、運営事業者候補と運営内容に関する調整を行います。

採用となった場合、運営企画書等の内容を踏まえ、本市と協議のうえ、仕様書を確定します。

### 9 欠格事項

#### (1) 要項以外の行為

この要項に定める手続・方法以外で、審査員または関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合は、失格とします。

#### (2) 提出書類の不備等

応募事業者から提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合

イ 様式及び留意事項に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

### 10 その他

業務の引継ぎ等について

(1) 運営事業者が現在の事業者から変更となった場合は、各業務の引継ぎ等を行っていただきます。

(2) 運営期間の終了若しくは運営の取消しにより、運営事業者として選定された事業者又は

市に業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを行っていただきます。

(3) 業務引継ぎに要した費用は、全て運営事業者として選定された事業者の負担とします。